

## 中小事業主掛金納付制度の概要

### (1) 中小事業主掛金納付制度とは

- iDeCo（個人型年金）の掛金は、加入者本人に拠出（納付は原則翌月 26 日）していただくのが基本的な取扱いとなっていますが、平成 30 年 5 月より、一定の要件を満たしている事業主（以下「中小事業主」といいます）に使用される従業員で iDeCo（個人型年金）に加入している方については、中小事業主が必要な手続き等をとった場合、従業員の加入者掛金に対して、中小事業主が中小事業主掛金を上乗せ（追加）して拠出することが可能になりました。
- 中小事業主掛金納付制度の取扱いには、事前の必要な手続きを含めて詳細なルールがございますので、中小事業主のみなさまにおかれましては、以下の内容を十分ご確認いただいた上で導入をご検討ください。

### (2) 中小事業主掛金納付制度を実施できる事業主の要件

次の①から⑤の要件を全て満たす必要があります。

- ① 従業員（使用する第 1 号厚生年金被保険者）が 100 名以下であること。
- ② 企業型確定拠出年金を実施していないこと。
- ③ 確定給付企業年金を実施していないこと。
- ④ 厚生年金基金（公的年金の厚生年金保険と異なる企業年金制度ですので、ご注意ください。）を実施していないこと。
- ⑤ 従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、従業員の過半数で組織する労働組合がないときは従業員の過半数を代表する者に、中小事業主掛金を実施することについて同意を得る（労使合意をする）こと。

### (3) 中小事業主掛金の拠出方法

- 中小事業主掛金納付制度は、拠出対象者となる従業員が iDeCo（個人型年金）の加入者となり、拠出している加入者掛金に対して中小事業主が上乗せして拠出する仕組みとなっています。したがって、拠出対象者となる従業員が iDeCo（個人型年金）の加入者となり、加入者掛金を拠出している必要があります。（iDeCo（個人型年金）の加入者とならない従業員に対して、中小事業主掛金のみを拠出することはできません。）
- 中小事業主掛金の額は、一定の資格（職種、勤続期間）ごとに定めることが可能です。ただし、その定めた資格内（同一職種内、同一勤続期間内）においては、同一の中小事業主掛金額としなければならないが、また、特定の従業員に不当に差別的な取扱にならないようにする必要があります。

#### (4) 中小事業主掛金の決定及び変更

- 加入者掛金と中小事業主掛金の合計額は、月額 5,000 円以上 23,000 円以下（加入者が年単位拠出を行っている場合は、「5,000 円×拠出区分の月数」の金額以上、当該拠出区分の拠出限度額以下）で、加入者掛金と中小事業主掛金それぞれ 1,000 円単位で決めていただきます。
- 中小事業主掛金の額の変更は、12 月～翌年 11 月の間に、1 回のみ行うことができますが、変更にあたっては、制度開始時と同様に、従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、従業員の過半数で組織する労働組合がないときは従業員の過半数を代表する者に同意を得る（労使合意をする）ことが必要になります。
- 中小事業主は、中小事業主掛金額を決定又は変更した際は、その拠出の対象となる加入者に対して、「中小事業主掛金の拠出を開始（変更）する年月」及び「その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金」を通知する必要があります。
- 中小事業主掛金の額を引き上げることにより、加入者掛金と中小事業主掛金の合計額が月額 23,000 円（加入者が年単位拠出を行っている場合は当該拠出区分の拠出限度額）を超える場合は、国民年金基金連合会が拠出限度額と同額になるよう、加入者掛金の額を自動的に引き下げます。その場合、国民年金基金連合会から該当加入者宛に「中小事業主掛金制度に伴う加入者掛金自動減額のお知らせ」が届きますが、中小事業主からも該当加入者に事前にご説明ください。
- 中小事業主掛金の額を引き下げる（又は、中小事業主掛金納付制度を廃止する）ことにより、加入者掛金と中小事業主掛金の合計額（廃止の場合は、加入者掛金額）が月額 5,000 円に満たなくなる場合、該当の加入者に、iDeCo（個人型年金）の加入要件である最低掛金額（月額 5,000 円）以上になるよう加入者掛金額の変更手続きをとっていただく必要があります。手続きされないと、中小事業主掛金を含めた掛金の引落が停止されます。その場合、国民年金基金連合会から該当加入者宛に「中小事業主掛金制度に伴う掛金拠出一時停止のお知らせ」が届きますが、中小事業主掛金の額の引き下げや廃止を行う場合は、中小事業主から該当加入者に事前にご説明いただき、変更手続きをとるようにお伝えください。

#### (5) 中小事業主掛金の納付方法

- 加入者掛金と中小事業主掛金を中小事業主が取り纏めて納付（事業主払込）する必要があります。
- 中小事業主掛金は、加入者掛金を納付する時期と同じ時期に納付します。したがって、年単位拠出を行う加入者がいる場合は、月ごとに事業主掛金の納付合計額も異なります。

- 加入者掛金、中小事業主掛金ともに、前納及び追納はできません。納付日と納付金額は、国民年金基金連合会が事前に通知する「掛金納付結果通知書 兼 引落事前通知書」でご確認ください。

#### (6) 中小事業主が行う届出

- 中小事業主掛金納付制度を実施する際は、労使合意後に必要な事項（対象従業員、中小事業主掛金等）を地方厚生（支）局及び国民年金基金連合会に届け出る必要があります。
- 従業員の増減、従業員の氏名、中小事業主掛金の額等を変更する場合、その都度、遅滞なく地方厚生（支）局及び国民年金基金連合会に届け出る必要があります。
- 変更の有無に関わらず、年に1回、国民年金基金連合会から送付する案内に従い、地方厚生（支）局及び国民年金基金連合会に中小事業主の資格に関する現況について記載した書類を提出する必要があります。
- 地方厚生（支）局への各種届出は、国民年金基金連合会を経由して行うこととなりますので、地方厚生（支）局用と国民年金基金連合会用の書類を2部ご準備いただき、国民年金基金連合会に提出する必要があります。

#### (7) その他

- iDeCo（個人型年金）の掛金の税制上の取扱いは、加入者掛金と中小事業主掛金でそれぞれ次のようになります。

加入者掛金：小規模企業共済等掛金控除として、本人の所得から控除できます。

中小事業主掛金：企業が負担する支出として、損金に算入できます。

- 加入者に掛金の還付が発生したときは、個人型年金規約に沿った手続きで、中小事業主掛金額と加入者掛金額の合計額が、「記録関連運営管理機関」から中小事業主の掛金引落口座に還付されます。還付額のうち加入者掛金分については、中小事業主から該当加入者に返戻していただく必要があります。